# 別紙様式３

**授業公欠届（感染症）**

# 学部長（研究科長） 殿

令和 年 月 日

所 属 学生番号 氏 名

このたび，感染症罹患により通学できなかったため，出席できなかった授業科目を届け出ます。

記

**１．罹患した病名**

**２．罹患期間（公欠期間）［ 医師が発行する罹患期間の記載された診断書（ 治癒証明書（コピー可））又は発症日の記載された診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」を添付 ］**

# 令和 年 月 日 ～ 年 月 日

**３．出席できなかった授業科目**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日（曜日）・時限 | 講義番号 | 授業科目名 | 担当教員名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

## 【手続き方法】

１ 医師に治癒したと診断された後，所属学部等の教務担当へ行き，「授業公欠届（感染症）」に必要事項を記入の上，医師の診断書（治癒証明書（コピー可））とともに提出してください。

２ インフルエンザの場合は上記１の治癒証明書に代えて，発症日が記載された罹患期間のない診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」で手続きをすることができます。

３ 提出後，公欠扱いとなった授業の措置について，授業担当教員の指示を確認してください。

４ 定期・期末試験が受験できなかった場合は，併せて「追試験願，受験延期願」等により，所定の手続きを行ってください。

５ 本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告にのみ利用します。

### 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

**《届の裏面（取扱い（抜粋））》**

平成 ２１年 ９月 １６日学 長 裁 定改正 令和 ５年 ２月２２日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて，次のとおり定める。

（定義）

第１ この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。一 休講 授業を取りやめることをいう。

二 公欠 一定の条件を満たすことにより，授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。三 準公欠 一定の条件を満たすことにより，前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。

四 出席停止 学校保健安全法第１９条に規定する出席停止をいう。

（特別警報及び気象警報が発表された場合等の取扱い）

第２ 次の各号に掲げる場合の対応について，当該各号に定めるとおりとし，その取扱いは，別紙１に定めるとおりとする。一 本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合 授業等を休講とする。

二 前号の警報は発表されていないが，気象状況又は交通機関の運行休止等により，学生の通学が困難となる可能性が高い場合 教育担当理事が兼ねる副学長の判断により，授業等を休講とすることがある。

（通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い）

第３ 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが，その他の警報等により，通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし，その取扱いは，別紙１に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第４ 学生の親族が死亡した場合で，学生が，葬儀，服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし，その取扱いは，別紙２に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合等の取扱い）

第５ 学生が，感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし，その取扱いは，別紙３に定めるとおりとする。

（第６～第９ 省略）

（届出期限）

第１０ 本取扱いで定めるものにおける届出については，当該事由発生後ただちに提出することを原則とするが，最大で２週間までを提出期限とする。ただし，第５に定めるものにおける届出においては，出席停止の期間終了後ただちに提出することを原則とするが，最大で２週間までを提出期限とする。

（雑則）

第１１ 第２から第９までに定めるもののほか，学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって，学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては，その都度， 学長が定める。

（附 則 省 略）

### 感染症【出席停止，公欠等】

Ⅰ 学生が感染症に罹患した場合

１ 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

### 別紙３（第５関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 種 類 | 病 名 |
| 第１種 | エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症 |
| 第２種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第３種 | コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※） |

※ 「その他の感染症」とは，感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症），マイコプラズマ感染症，溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については，保健管理センター長の意見に基づき，教育担当理事が決定し，公示する。

２ 出席停止の期間

出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。一 病 名

二 罹患期間

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症の種類 | 出 席 停 止 の 期 間 |
| 第１種 | 第１種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。 |
| 第２種 | 第２種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては，発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日を経過するまで。ロ 百日咳にあっては，特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。ハ 麻疹にあっては，解熱した後３日を経過するまで。ニ 流行性耳下腺炎にあっては，耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで。ホ 風疹にあっては，発疹が消失するまで。ヘ 水痘にあっては，すべての発疹が痂皮化するまで。ト 咽頭結膜熱にあっては，主要症状が消退した後２日を経過するまで。チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |
| 第３種 | 第３種の感染症に罹患した者については，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |

３ 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が，出席停止となった期間に出席できなかった授業については，届出により，公欠扱いとする。

４ 公欠の届出

公欠の届出は，別紙様式３「授業公欠届（感染症）」により，学生が所属する学部等の教務担当へ，医師が発行する罹患期間の記載された診断書（治癒証明書）（コピー可） とともに提出するものとする。ただし，インフルエンザに限り，発症日の記載された診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」の提出をもって，治癒証明書に代えることができる。

学部等の教務担当は，届出を受理した場合は，その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

５ 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については，原則として補講は行わず，レポートやｅラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし，授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

Ⅱ 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

１ 感染症罹患者の発生に伴い，感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については，本学の危機管理対策に基づくものとする。

２ 休業となった期間の授業の取扱いは，その都度，学長，教育担当理事及び関係者で協議の上，学長が決定するものとする。

３ 休業の周知は，Ｇｍａｉｌ，学内掲示，本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。